令和６年度
高齢者新型コロナウイルス予防接種

■ 対象となる方（次の二つの条件を満たしていること）

❶ 住　所　接種日時点で川崎市内に住民登録があること

❷ 年　齢　（Ⅰ）接種日に 65 歳以上の方
（Ⅱ）接種日に 60 ～ 64 歳の方で
・心臓・腎臓・呼吸器の機能障害（障害１級程度）のある方
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（障害１級程度）のある方

※その他　ご本人の接種希望の意思確認が難しい場合は、家族等によって接種の意思を確認してください。最終的にご本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく接種とならないため、助成対象となりません。

⚠ 対象者条件、実施期間、及び接種回数の条件を満たさずに接種を受けた場合は全額自己負担となります。

・接種の際は、住所及び年齢の確認ができるもの（健康保険証等）を持参してください。
・対象者（Ⅱ）に該当する方は、障害者手帳や診断書等の障害の程度を確認できる書類を持参してください。

■ 実施期間と回数

令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日の間に 1 回

■ 接種を受けられる場所

川崎市予防接種個別協力医療機関

※医療機関によっては事前の予約が必要となる場合がありますので、電話等でお問い合わせください。

■ 自己負担金（接種を受けた医療機関に直接お支払いください。）

3,000 円

※全額公費負担（無料）となる場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。

- **新型コロナウイルス感染症予防接種は、国内外で実施された研究などにより、感染した場合の入院や死亡等の重症化等を予防する効果が認められたと報告されております。**
- **インフルエンザワクチン等との同時接種も可能です。**
- **新型コロナウイルス感染症予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。**

川崎市

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

■ 対象者と自己負担金について

接種日時点において川崎市に住民登録がありますか。

- **いいえ** → 接種日時点で住民登録のある自治体にお問い合わせください。
- **はい** → **年齢**
  - **65 歳以上** → ●生活保護世帯の方 ●市県民税非課税世帯の方 ●中国残留邦人等の法律に基づく支援給付の対象者
  - **60 ～ 64 歳** → **障害 1 級程度の障害の有無**（心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスのみ）
    - **あり** → ●生活保護世帯の方 ●市県民税非課税世帯の方 ●中国残留邦人等の法律に基づく支援給付の対象者
    - **なし** → 定期接種対象外（接種を行う場合は任意接種（全額自己負担））
  - **59 歳以下** → 定期接種対象外（接種を行う場合は任意接種（全額自己負担））

●生活保護世帯の方 ●市県民税非課税世帯の方 ●中国残留邦人等の法律に基づく支援給付の対象者

- **該当する** → 自己負担金なし（無料）
- **該当しない** → 一部自己負担（3,000 円）

上記フローチャートを確認し、ご自身が自己負担金なしの対象となる場合、必ず医療機関にて、以下の証明書（いずれか一つ）を提示してください。接種費用お支払い後の払い戻しはできません。

1. 生活保護決定通知書又は被保護証明書
2. 最新の介護保険料納入通知書（保険料段階が第 1 ～ 4 段階のもの）
   ※予防接種のための介護保険料納入通知書の再発行は行っておりません
3. 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（有効期間内かつ最新のもの）
4. 中国残留邦人等の支援に関する法律に基づく支援の本人確認証
5. 中国残留邦人等の支援に関する法律に基づく支援給付受給証明書

※これらの証明書類が無い場合は川崎市予防接種コールセンターへお問い合わせください。

〈証明書として使用できないもの〉

1. 非課税証明書（世帯の課税状況が確認できないため）
2. 後期高齢者医療限度額適用認定証
3. 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

■ 問合せ先

川崎市予防接種コールセンター　TEL 044－200－0144
FAX 044－200－1065

川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種担当
川崎市川崎区宮本町 1 番地

ホームページはこちら

川崎市

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市